

平成 29 年度消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務 受託候補者の審査方法

1 審査の概要

- (1) 審査は、審査要領に定める審査会の委員（以下「審査委員」という。）により、2段階に分けて行う。
- (2) 原則として一次審査（書類審査）を実施して、上位3者を選定する。
ただし、提案書提出者が5者以下の場合は一次審査は実施しない。
- (3) 一次審査で選定された者に対して二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、受託候補者の1者を選定する。
- (4) 審査は、過半数の審査委員による審査により成立するものとする。

2 審査対象

一次審査（書類審査）

提案書による審査

二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書について、プレゼンテーション内容を参考に審査する。

3 審査の観点

実施要領7の(6)のイの「別表」による。

4 審査の方法

(1) 採点方法

各審査委員は、「2 審査対象」に対して、「3 審査の観点」により、次の10項目について評価を行い採点する。

ア デザイン

イ 構造

ウ 工夫

エ 機動性

オ 本体素材

カ 総重量

キ 安全性

ク 耐久性

ケ メンテナンス

コ 見積価格

(2) 評価基準と配点

評価は、別添の審査表を用いて5段階で行い、「普通」を基本として、普通より優れているものは「良」、特別に優れていると判断できるものは「優」、さほど評価できないものは「可」、特別に評価できないものは「不可」とする。

配点は次のとおりとする。

(1 提案者 (1 審査委員) 当たり 60 点満点)

項 目	不可	可	普通	良	優
1 デザイン	2	4	6	8	10
2 構造	1	2	3	4	5
3 工夫	2	4	6	8	10
4 機動性	1	2	3	4	5
5 本体素材	1	2	3	4	5
6 総重量	1	2	3	4	5
7 安全性	1	2	3	4	5
8 耐久性	1	2	3	4	5
9 メンテナンス	1	2	3	4	5
10 見積価格	1	2	3	4	5